

議案第57号

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年9月1日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

多可町福祉医療費助成条例（平成29年多可町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項」を「同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町福祉医療費助成条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者（養育者がいない場合は、当該遺児とする。以下同じ。）とする。ただし、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者にあつては、次の要件を備えている者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害者については、障害者及び配偶者並びに障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその障害者の生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（<u>同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。</u>）の合計額が23万5千円未満であること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者（養育者がいない場合は、当該遺児とする。以下同じ。）とする。ただし、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者にあつては、次の要件を備えている者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害者については、障害者及び配偶者並びに障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその障害者の生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（<u>同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。</u>）の合計額が23万5千円未満であること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>